



新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角英世

**新潟県規則第18号**

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程（昭和47年新潟県規則第40号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前																																			
(用語の意義)		(用語の意義)																																			
<b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。		<b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。																																			
(1)～(3)の2 (略)		(1)～(3)の2 (略)																																			
(4) <u>万代島振興・東港係長</u> 組織規則第6条の11に定める <u>交通政策局港湾振興課万代島振興・東港係</u> の長をいう。		(4) <u>万代島・東港管理係長</u> 組織規則第6条の11に定める <u>交通政策局港湾振興課万代島・東港管理係</u> の長をいう。																																			
(5)～(10) (略)		(5)～(10) (略)																																			
(会計管理者の事務の専決)		(会計管理者の事務の専決)																																			
<b>第2条の2</b> 会計管理者は、次に掲げる事務（次項の規定により万代島振興・東港係長に専決させる事務を除く。）を行う権限を港湾振興課課長補佐に専決させる。		<b>第2条の2</b> 会計管理者は、次に掲げる事務（次項の規定により万代島・東港管理係長に専決させる事務を除く。）を行う権限を港湾振興課課長補佐に専決させる。																																			
(1)～(5) (略)		(1)～(5) (略)																																			
2 会計管理者は、次に掲げる事務を行う権限を万代島振興・東港係長に専決させる。		2 会計管理者は、次に掲げる事務を行う権限を万代島・東港管理係長に専決させる。																																			
(1)～(5) (略)		(1)～(5) (略)																																			
<b>別表第1</b> （第6条関係）		<b>別表第1</b> （第6条関係）																																			
(1) 収入原因行為専決・委任区分		(1) 収入原因行為専決・委任区分																																			
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">専決・委任区分</td> <td rowspan="2">副知事</td> <td rowspan="2">局長</td> <td rowspan="2">港湾振興課長</td> <td rowspan="2">事務所長</td> <td>分</td> <td>所</td> </tr> <tr> <td>長</td> <td>長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">費目</td> <td rowspan="2">(収益的収入)</td> <td colspan="3" rowspan="2"></td> <td>分</td> <td>所</td> </tr> <tr> <td>長</td> <td>長</td> </tr> </table>	専決・委任区分	副知事	局長	港湾振興課長	事務所長	分	所	長	長	費目	(収益的収入)				分	所	長	長	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">専決・委任区分</td> <td rowspan="2">副知事</td> <td rowspan="2">局長</td> <td rowspan="2">港湾振興課長</td> <td rowspan="2">事務所長</td> <td>分</td> <td>所</td> </tr> <tr> <td>長</td> <td>長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">費目</td> <td rowspan="2">(収益的収入)</td> <td colspan="3" rowspan="2"></td> <td>分</td> <td>所</td> </tr> <tr> <td>長</td> <td>長</td> </tr> </table>	専決・委任区分	副知事	局長	港湾振興課長	事務所長	分	所	長	長	費目	(収益的収入)				分	所	長	長
専決・委任区分						副知事	局長	港湾振興課長	事務所長						分	所																					
	長	長																																			
費目	(収益的収入)				分	所																															
					長	長																															
専決・委任区分	副知事	局長	港湾振興課長	事務所長	分	所																															
					長	長																															
費目	(収益的収入)				分	所																															
					長	長																															

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
営業外 収益	(略)	(略)	雑収益	(略)	延滞金 及び加 算金	500万 円未満	200万 円未満	100万 円未満	(略)	(略)	(略)	(略)
特別利 益	(略)	(略)	固定資 産売却 益	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(資本的 収入)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
企業債 他会計	〇	〇										
借入金 他会計	〇	〇										
補助金	〇	〇										
貸付金	〇	〇										
収入金	〇	〇										
その他 資本的 収入	〇	〇										

(2) 支出負担行為専決・委任区分

費目	専決・委任区分	局長	副知事	港湾振 興課長	港湾振 興課課 長補佐	事務 所長	分所長
	(収益的 支出) 営業費 用	土地売 却原価 一般管 給料			(略)		

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
営業外 収益	(略)	(略)	雑収益	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
特別利 益	(略)	(略)	固定資 産売却 益	(略)	500万 円未満	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(資本的 収入)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
企業債 他会計	〇	〇										
借入金 他会計	〇	〇										
補助金	〇	〇										
貸付金	〇	〇										
収入金	〇	〇										
その他 資本的 収入	〇	〇										

(2) 支出負担行為専決・委任区分

費目	専決・委任区分	局長	港湾振 興課長	港湾振 興課課 長補佐	事務 所長	分所長
	(収益的 支出) 営業費 用	土地売 却原価 一般管 給料	(略)	(略)		

職員手当	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
当等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
賞与引当	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
金額	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
入額	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
報酬	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
退職給付	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法定福利	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
費用	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
厚生福利	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
費用	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備用品	100万	100万	100万	100万	100万	100万	100万	100万	100万	100万	100万	100万	100万
費用	円超	円超	円以下	円以下	円以下	円以下	円以下	円以下	円以下	円以下	円以下	円以下	円以下
旅費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
修繕費	5億円未満	3億円未満	250万円以下	250万円以下	3億円未満	250万円以下	250万円以下	3億円未満	250万円以下	250万円以下	3億円未満	250万円以下	250万円以下
電気、機械、土木及び建築工事費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
材料購入	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
費用	5,000万円未満	5,000万円未満	160万円以下	160万円以下	160万円	160万円	160万円	160万円	160万円	160万円	160万円	160万円	160万円
材料購入	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
費用	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
の修繕引当	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
金額	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
入額	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
特別修繕引当	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
費用	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

金額	(略)	80万円超	80万円以下	80万円超	80万円以下	80万円以下	80万円以下	30万円以上	30万円未	30万円以上	30万円未	30万円以上	30万円未	30万円以上	30万円未	(略)	(略)
貸倒引当金	(略)	1,000万円以上	1,000万円以下	1,000万円以下	1,000万円以下	1,000万円以下	1,000万円以下	2,000万円以上	2,000万円未	2,000万円以上	2,000万円未	2,000万円以上	2,000万円未	2,000万円以上	2,000万円未	(略)	(略)
繰入金	(略)															(略)	(略)
その他引当金	(略)															(略)	(略)
繰入額	(略)															(略)	(略)
貸借料	(略)															(略)	(略)
委託料	(略)															(略)	(略)
報償費	(略)															(略)	(略)
備品費	(略)															(略)	(略)
通信運搬費	(略)															(略)	(略)
負担金	(略)															(略)	(略)
土地維持管理費	(略)															(略)	(略)
雑費	(略)															(略)	(略)
減価償却費	(略)															(略)	(略)
資産減耗費	(略)															(略)	(略)
営業外	営業外																
支払利	支払利																



	7,000万円未満	160万円以下	160万円以下	160万円以下	7,000万円未満	7,000万円未満	3,000万円未満	(略)	(略)
機械備品購入費									
借入金		〇	〇				〇		
返済金									
企業債償還金									
投資その他の資産		(略)	(略)					(略)	
投資有価証券									
出資金									
自動車									(略)
リース									
リース料									
金									
無形固定資産									(略)
取得費									
(3) (略)									
注 (略)									

**附 則**

(施行期日)

1 この規則是、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前になされた支出負担行為に係る支出命令及びこれに併せて行う調定をする権限については、なお従前の例による。

